

「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（早期給付）

令和5年4月1日時点で、学校に在籍しており、高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金の支給対象である生徒ですか？

はい

いいえ

該当しません。（休学している場合は学校へ問い合わせください）

令和5年4月1日時点で、生活保護受給世帯であって「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給していますか？

はい

保護者等全員の令和4年度「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯ですか？

はい

いいえ

早期給付は該当しません。但し7月1日時点で支給要件に該当すれば別に申請可能です。（該当者には後日案内があります）

通信制又は高等学校等専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

高校生等(本人及び高校に通う兄弟姉妹)以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいますか？(特別支援学校高等部に在籍する兄弟姉妹も含む)
※兄弟姉妹の年齢は、令和5年4月1日現在で判断してください。

はい

いいえ

生徒本人以外、複数の高校生等(1~4年生の兄弟姉妹)がいますか？

はい

いいえ

ケース ①
◆生活保護受給(生業扶助(高等学校等就学費))世帯です。
年額32,300円の1/4(8,075円)が支給されます。
⇒裏面「ケース①」の提出書類参照

ケース ②
◆「非課税世帯」です。
通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒は年額50,500円の1/4(12,625円)が支給されます。
また、通信制高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)以外の生徒には143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。
⇒裏面「ケース②」の提出書類参照
※それぞれの在学する学校への申請が必要です。

ケース ③
◆「非課税世帯」(第2子の単価)です。
第2子以降の年額143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。
⇒裏面「ケース③」の提出書類参照

現在、全日制に在学の兄弟姉妹が過去3回(定時制・通信制に在学の兄弟姉妹が過去4回)「奨学のための給付金」の給付を受けましたか？
(注:下記の注意事項を必ず参照)

はい

いいえ

ケース ④
◆「非課税世帯」です。
高校生のうち1人目は、年額117,100円の1/4(29,275円)が支給され、2人目以降は年額143,700円の1/4(35,925円)が支給されます。
⇒裏面「ケース④」の提出書類参照
※それぞれの在学する学校への申請が必要です。

ケース ⑤
◆「非課税世帯」(第1子の単価)です。
年額117,100円の1/4(29,275円)が支給されます。
⇒裏面「ケース⑤」の提出書類参照

<注意事項>

● 給付金は、一人につき年1回、全日制で通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回、高等学校等専攻科が2回)が給付上限回数です。
上限に達した兄弟姉妹は対象外となりますが、高校生等(本人)は、第2子以降での受給ができます。(ケース③該当)
また、学び直し支援金(過去に退学歴のある生徒が対象の制度)の受給対象者となる者はこの回数に加えて最大で2回まで受給することができます。

裏面もご確認ください

○提出書類について（早期給付）

表面のケースに応じて、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。

また、奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。

なお、「令和4年度(非)課税証明書」は、保護者等全員分が必要であり、たとえ控除対象配偶者でも省略できません。

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・令和5年4月1日現在、生活保護(生業扶助の高等学校等就学費)を受給していることが確認できる書類(生活保護受給証明書など)

ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和4年度(非)課税証明書」
- ・個人対象要件証明書(専攻科在籍の生徒のみ)

【生徒に兄弟姉妹がいる場合は、上記書類のほか次の書類が必要です】

- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。

ケース③(提出書類):非課税世帯(第2子以降単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和4年度(非)課税証明書」
- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。

ケース④(提出書類):対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和4年度(非)課税証明書」

【生徒に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、上記書類のほか次の書類が必要です】

- ・生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し
- ※健康保険証が「国民健康保険証」の場合、「扶養申立書」を併せて提出してください。
- ※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。

ケース⑤(提出書類):非課税世帯(第1子単価)

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・全保護者等の「令和4年度(非)課税証明書」

○注意事項

早期給付の申請は、(非)課税証明書等のみとなります。(個人番号(マイナンバー)での申請は不可)